

幼保連携型認定こども園一色こども園の管理・運営を行う公私連携法人の募集に関する質問について、以下のとおり回答します。

令和8年7月29日

(1) 現施設の運営について

| 質 問                                                                           | 回 答                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一色こども園は、保育事業以外に何か事業を行っていますか。                                                  | 一色こども園では、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業のみ行っています。<br>また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第12項の子育て支援事業として、職員が保護者から子どもの養育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。                                                      |
| 現在、瑞浪市が保育内容及び特に力を入れているところを具体的に保育課程や年案等などでお示しいただくことは可能ですか。                     | 本市の教育・保育における重点的取り組みは、別添資料1の瑞浪市教育保育研究構想をご参照ください。                                                                                                                                                                                                 |
| 年間行事（各行事の実施月）と一色こども園の伝統行事などあれば教えてください。<br>可能であれば、現在の一色こども園の年間行事表を公表していただけますか。 | 令和8年度における一色こども園の年間行事計画は別添資料2のとおりです。                                                                                                                                                                                                             |
| 現在の地域との連携状況について教えてください。<br>（例：地域行事参加等）                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて地域の方と5歳児が共同で野菜の栽培を行っています。地域の方には、畑の手入れや栽培に力をお借りしています。</li><li>・月に1度、絵本の読み聞かせボランティアの方が来園し絵本の読み聞かせをしてもらっています。</li><li>・年に1度、5歳児が市内の高齢者施設を慰問し、歌や手遊びを披露しています。</li></ul>                                 |
| 地域との交流を行う上で、民生主任児童委員、自治会、近くの施設、学校等との交流についても具体的に文章等でお示しください。                   | 地元区長及び民生委員へは、運動会等の参観について声かけを行っています。また民生委員には、苦情対応の第三者委員を委嘱しています。<br>学校との交流は、「幼保小の架け橋プログラム」の一環として、園と小学校の合同会議を行い、職員同士が学校や園を参観する機会を設けています。入学を控えた時期には、園児と小学生が交流しながら小学校の生活を体験する場を設けています。また、同じ小学校に通う可能性のある一色こども園・瑞浪こども園・みどりこども園の5歳児が、年に数回交流する場を設けています。 |

| 質 問                                                                                 | 回 答                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現在の瑞浪市における特別支援教育コーディネーターの役割を具体的に示していただくことは可能ですか。                                    | <p>本市の特別支援教育コーディネーターは、主に以下の役割を担当しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長・発達に関する相談窓口</li> <li>・ 小学校や子ども発達支援センター、特別支援学校、臨床心理士等の関係機関との調整や支援の方法等について情報共有</li> <li>・ 就学に向けた保護者との合意形成</li> <li>・ 園内における支援方法の共有や助言</li> </ul> |
| 特別な支援を要する園児について、加配保育教諭は現在配置していますか。配置している場合、特別な支援を要する園児に対する支援策の基準や規定を設けていればお示してください。 | <p>医師の診断書がある園児、療育手帳を所持している園児、園生活での様子や児童発達支援施設への通所などにより個別支援が必要な園児には加配保育士（非常勤）を配置していますが、支援策は個別の事情が異なるため、個別支援計画のみであり、支援策の基準及び規定は設けていません。</p>                                                                                            |
| 現在、一色こども園で勤務する職員の内訳（正職員や会計年度任用職員、園長や調理師など）とその人数を教えてください。                            | <p>令和８年度における一色こども園の運営体制は、別添資料３のとおりです。</p> <p>なお、一色こども園は調理業務の全部を委託しているため、調理員を配置していません。</p>                                                                                                                                            |
| 現在の嘱託医、嘱託歯科医、園薬剤師を教えてください。変更する場合は、医師会、歯科医師会へ照会になりますか。それとも指定法人で決めることができますか。          | <p>令和８年度における一色こども園の嘱託医は、別添資料３のとおりです。</p> <p>現在の嘱託医は、土岐医師会・瑞浪歯科医師会・瑞浪市学校薬剤師会の各団体から推薦のあった方へ委嘱していますが、公私連携法人候補者の判断により嘱託医を変更することは差し支えありません。</p>                                                                                           |
| 外国籍の児童は在園していますか。在園している場合、国籍と人数を教えてください。                                             | 別添資料３のとおりです。                                                                                                                                                                                                                         |
| 現在の土曜保育の実施状況を教えてください。（預かり時間・利用園児数等）                                                 | <p>本市に所在する公立こども園８園の土曜保育は、一色こども園ではない指定園１園で合同実施しています。</p> <p>一色こども園在園児の令和８年度土曜保育利用状況は、別添資料４のとおりです。</p>                                                                                                                                 |
| 給食提供ガイドライン・給食手引き（給食マニュアル）・アレルギー対応ガイドライン・事故防止マニュアルを提示していただけますか。                      | 本市の給食提供に関するマニュアル等は、別添資料５のとおりです。                                                                                                                                                                                                      |
| 職員の検便について回数（月当たり）及び内容を教えてください。                                                      | <p>保育士・栄養士・事務員とも月２回実施しています。</p> <p>（調理員は給食調理業務委託先が月２回実施）</p>                                                                                                                                                                         |

| 質 問                                                                                 | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現在の一色こども園における１８時３０分から１９時３０分の延長保育は、事前申し込みが必要ですか。それともやむを得ない場合等の緊急のときのみ利用可能ですか。</p> | <p>原則事前申し込みによる利用としています。やむを得ない事情がある場合等は、当日申請により利用することが可能としています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>保護者会やそれに類するものはありますか。</p>                                                         | <p>現在の一色こども園に保護者会があります。保護者会の設置は必須ではありませんので、公私連携幼保連携認定こども園に移管後の保護者会の設置有無は、保護者の意向を確認した上で公私連携法人候補者がご判断ください。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| <p>保護者会等がある場合、移管後の役員を瑞浪市が運営中に決定されますか。それとも移管後に直ちに役員決めをする必要がありますか。</p>                | <p>例年、保護者会役員は前年度中に立候補またはくじ引きにて選定し、年度末に引継ぎを行っています。公私連携法人候補者が引き続き保護者会を設置する場合は、令和９年度中の保護者会役員決定の必要性について、公私連携法人候補者がご判断ください。</p>                                                                                                                                                                                           |
| <p>園運営に関し保護者会にて契約や処理をしているものはありますか(用品の購入、外部との契約等)。</p>                               | <p>園運営に関して保護者会から支出している主な費用は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会及びクリスマス会のプレゼント代</li> <li>・体育教室、人形劇鑑賞に係る費用（劇の選定・申込み等は園が行う）</li> <li>・年度毎の修了プレゼント代（継続児の保育用品）</li> <li>・卒園児のプレゼント代（申込みは園が行う）</li> <li>・年度毎の修了写真代</li> <li>・絵本読み聞かせボランティアへの御礼（1,000円程度の菓子）</li> <li>・バス遠足費用補助（５歳児保護者一部負担）</li> </ul> |

(2) 移管後の園運営について

| 質 問                                                                                                                           | 回 答                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育事業以外に事業を行う必要がありますか。<br>(一時預かり等)                                                                                             | 「瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の管理・運営に係る諸条件」1 ページの 1. 指定法人が実施する業務を実施してください。また、幼保連携型認定こども園では、法第 2 条第 1 2 項の事業を行う必要があります。 |
| 療育手帳等の交付を受けていないものの、現場において 1 対 1 での支援が必要と判断される児童が入園を希望した場合、公私連携法人として受入れを行う必要がありますか。また、受入れの可否について市と協議することが可能であるか、市の考え方をご教示ください。 | ご質問のような場合は、市と公私連携法人または公私連携法人候補者が協議を行い、当該園児の受入れ可否を判断することを想定しています。                                            |
| 障がい児認定は、市によるものですか。<br>また、その基準はありますか。                                                                                          | 障がい児の認定基準は設けていませんが、臨床心理士による各園巡回相談結果を参考に、園生活の状況や発達の様子を確認の上、総合的に市が判断しています。                                    |
| 特別支援教育コーディネーターについて資格や受講すべき研修はありますか。                                                                                           | 特別な資格は不要ですが、必要となる最新の知識や実践力を習得するため、岐阜県が主催する特別支援教育コーディネーター研修会へご参加ください。                                        |
| 公私連携法人として運営開始後、一時預かり事業及びこども誰でも通園制度について、市との協議及び必要な手続きを経た上で、新たに実施することは可能ですか。また、実施する場合に必要な条件、手続き及び市の考え方について、ご教示ください。             | 市との協議及び必要な手続きを経た上で、新たに実施することは可能ですが、一時預かり事業補助金及びこども誰でも通園制度給付費の予算措置等を要するため、開始予定年度の前年度第 1 四半期中にご相談ください。        |
| 保健所の管轄となる事故及び感染症の発生について、保健所への報告は市からか指定法人から、どちらになりますか。                                                                         | 現在、保健所管轄の報告事案について、私立園は市へ報告し、市が保健所へ報告を行っていますので、公私連携法人の場合も同様に市へご報告ください。                                       |
| 保健師及び看護師を配置するよう努めること、とありますが、職員配置の特例措置のためですか。それとも病児保育のうち体調不良児保育実施のためでしょうか。                                                     | 園全体の衛生・健康管理及び園児の急な体調不良・ケガへの迅速な対応を主たる目的として、配置に努めることとしています。                                                   |
| 希望保育と土曜保育の給食はお弁当ですか。それとも自園調理による給食が義務付けられますか。                                                                                  | 現在は土曜保育及び 3 月末日の希望保育のみ弁当としています。自園調理による給食の義務付けはありませんが、希望保育及び土曜保育の給食の方法については、保護者・公私連携法人・市で構成する三者協議会にて協議願います。  |

(3) 物件・備品等について

| 質 問                                                                                                             | 回 答                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一色こども園の園舎は、鉄筋コンクリート造と<br>のことですが、外壁はサーモコンクリート(断熱<br>性を有する構造)を採用していますか。それと<br>も、一般的な鉄筋コンクリート造ですか。                 | 園舎は、一般的な鉄筋コンクリート造です。                                                                                                                                                                                                       |
| 一色こども園の園舎について、最新の耐震診断<br>の実施年月及び診断結果(Is 値)をご教示くだ<br>さい。                                                         | 平成11年に耐震診断を行っており、Is 値が<br>1.02であったため、耐震補強工事の必要は無<br>しと判断しています。                                                                                                                                                             |
| 平成28年度に大規模改修が実施されています<br>が、現時点で、市が把握している範囲において、<br>今後5年以内に大規模修繕が必要と見込まれる<br>箇所又は修繕を予定している箇所がありました<br>ら、ご教示ください。 | 現状、施設の大きな不具合等は確認されてい<br>ませんが、設置後10年経過する空調機器の更新、<br>衛生機器、消防設備、電気・太陽光発電、調理機<br>器などの設備全般の修繕・更新、建物の防水や<br>内外装、建具等についても、維持保全上の修繕が<br>その都度見込まれます。(※)                                                                             |
| 平成28年度に大規模改修内容(例:外壁、屋上<br>防水、設備更新、耐震補強、内装改修等)の概要<br>について、ご教示ください。なお、耐震補強工事<br>を実施している場合は、その概要についてもご<br>教示ください。  | 平成28年度の改修では、主に以下の改修を実<br>施しました。詳細については、当時の工事図面を<br>こども家庭課窓口にて閲覧可能です。なお、耐震<br>補強工事は実施していません。<br>・遊戯室屋上の防水、園舎内部の部分改修、建<br>具の部分改修、外構の部分改修<br>・厨房及びトイレのドライ化、器具更新<br>・空調設備、受変電設備、太陽光発電装置の設<br>置<br>・給排水設備の部分更新<br>・未満児室に床暖房装置設置 |
| 現時点において、市が把握している範囲で、今後<br>5年以内に修繕又は更新が必要と見込まれる建<br>物・設備・遊具および外構等がありましたら、そ<br>の箇所及び概要をご教示ください。                   | (※上記同様の質問に対する回答のとおり)<br>平成23年度及び28年度に改修工事を実施し<br>ており、計画的な修繕予定はありません。毎年、<br>市職員による現地確認を行い、不具合箇所は予<br>算の範囲内で随時修繕対応を行っています。                                                                                                   |
| 建物及び設備について、現時点で法令に基づく<br>点検等において改善又は是正を要すると指摘さ<br>れている事項がありましたら、ご教示ください。                                        | 高圧受電設備の点検及び消防設備の点検におい<br>ては、現時点で改善又は是正を要する指摘事項<br>等はありません。なお、建築基準法第12条に基<br>づく定期報告対象建築物に該当しないため、当<br>該調査は実施しておりません。                                                                                                        |
| 現状、園舎の修繕は、市の入札等で行われていま<br>すか。                                                                                   | 瑞浪市契約規則(昭和40年規則第15号)に<br>基づき、200万円を超える工事及び100万<br>円を超える修繕は、入札により事業者を決定し<br>ています。                                                                                                                                           |

| 質 問                                                                                                                                                                       | 回 答                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雨漏り等のいわゆる傷んでいる部分は、協定期間中に修繕していただけますか。<br>例えば厨房等を修繕ではなく改修等を行う場合は、市に相談後であれば大丈夫ですか。                                                                                           | 無償譲渡後の建物等の維持修繕等に関する費用負担は「瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の管理・運営に係る諸条件」6 ページ(1)④に記載のとおりです。                                                                            |
| 例えば蛍光灯など、既存の園舎に今後使用できなくなるものが設置されている場合、市の費用負担で改修していただけますか。                                                                                                                 | 平成23年度に照明器具取替工事を実施していますが、園内に蛍光灯が設置されていることを無償譲渡契約以後に確認した場合の改修については、公私連携法人においてご対応ください。                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房等の器具について、指定法人が使用しやすい備品へ交換することは可能ですか。</li> <li>・園舎及び備品において、国や県の補助金等を活用し整備されたものがある場合、処分に一定の規制がかかると思いますが、そういったものはありますか。</li> </ul> | <p>無償譲渡する備品の一部は、国県補助金等を活用し購入していることから、一定期間は交換不可物品があります。交換不可物品は確認を行っていますので、今後公私連携法人候補者と取扱いを協議する予定です。</p> <p>なお、国県補助金等を活用していない備品は、公私連携法人の判断により交換可能です。</p> |
| 備品一覧ではAED（自動体外式除細動器）の導入年度が平成21年となっていますが、現在使用しているAEDは更新済みですか。更新済みの場合は、更新年度をご教示ください。                                                                                        | 一色こども園に設置中のAED（自動体外式除細動器）は、リース品（消防本部にて市内公共施設分一括契約）であったため、備品一覧に掲載のAEDは廃棄済につき削除しました。そのため、公私連携法人においてAEDをご用意願います。                                          |
| 遊具等備品の安全性について、今あるものを活用した場合、協定期間中及びその後の不具合等の場合、責任の所在は市または法人のどちらですか。また、危険負担や損害賠償、損失補填等の規程等があればお示しください。                                                                      | 無償譲渡後における遊具等備品の不具合における責任の所在は、公私連携法人となります。現時点において遊具等備品に関する危険負担、損害賠償、損失補填等の規程はないため、物品無償譲渡時に締結予定の契約書に明示予定です。                                              |
| 指定法人へ備品は無償譲渡する、とあります。「使用できなくなった備品」「指定法人が不要と判断した備品」の処分は市又は指定法人のどちらで負担し処分となりますか。                                                                                            | 無償譲渡契約締結前までは市が負担の上で故障又は不用品を処分するものとし、無償譲渡契約締結後は公私連携法人が負担の上で故障又は不用品を処分するものとします。                                                                          |
| 一色こども園で現在使用しており、「市の他園において使用する予定の備品」は想定していますか。                                                                                                                             | 備品一覧に掲載した物品は、公私連携法人へ無償譲渡を予定していますが、備品一覧に掲載の無い物品は、市内他公立こども園で使用する可能性があります。                                                                                |
| 備品にない「消耗品」も引継ぎ予定でしょうか。                                                                                                                                                    | 消耗品は市内他公立こども園での活用を予定していますが、市内他公立こども園へ分配後に残余のあった消耗品は、現状引渡しが可能です。                                                                                        |
| 職員駐車場及び保護者送迎用の駐車場についても令和10年4月以降継続して使用可能ですか。                                                                                                                               | 保護者送迎用駐車場（コンクリート敷）は、園舎敷地と同様に、協定期間中、公私連携法人と無償貸付契約を締結予定です。                                                                                               |

| 質 問 | 回 答                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 職員駐車場（園舎裏舗装無し）は、土地所有者（個人）と無償貸付契約を締結し、現在使用しています。公私連携法人候補者が継続使用を希望される場合は、市と協力し、土地所有者と継続使用の交渉を行うこととなります。 |

（４）職員の引継ぎについて

| 質 問                                                                                  | 回 答                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和９年４月から引継ぎ開始とのことですが、４月から何名体制で引継ぎが必要でしょうか。また、引継ぎにて一色こども園に勤務、職務に従事すべき必要時間、日数を教えてください。 | 園長予定者を１名、保育教諭等の移行前に引継ぎを受ける職員を１名以上、公私連携法人候補者に確保いただきます。なお、具体的な人員体制や引継ぎの方法（従事時間・日数等）等は、公私連携法人候補者選定後、市と協議の上、覚書に明記予定です。 |
| 引継ぎ期間中は一色こども園に勤務し、職務に従事する事となりますが、引継ぎを行っている職員の人件費は法人負担ですか。                            | 引継ぎ職員の人件費等の経費は、原則、公私連携法人候補者にてご負担願います。                                                                              |
| 現在、一色こども園に勤務されている保育教諭の方で令和１０年４月以降も継続して頂けそうな方はいますか。                                   | 本市では、例年１１月頃に公立こども園で勤務する全ての会計年度任用職員に翌年度の意向調査を行っています。今後、同調査にて一色こども園での継続勤務の意向確認を予定していますので、現時点では職員の意向を把握していません。        |
| 瑞浪市の他の公立こども園等で勤務する会計年度任用職員に対し、意向を伺うことは可能でしょうか。また、会計年度任用職員の意向調査の方法は何か規定がありますか。        | 意向調査の方法に規定はありませんが、公私連携法人候補者決定後、市内公立こども園で勤務する会計年度任用職員を対象とした説明会を開催いただきたいと考えていますので、そのような場を活用いただき、意向確認していただければと思います。   |
| 現施設勤務の会計年度任用職員等に対し、採用に関する面談を行う場合は、こちら側の都合で行えますか。実施時期等の制限があれば教えてください。                 | 会計年度任用職員本人と調整の上、業務時間外であれば実施いただくことは差し支えありません。また、現時点では実施時期等の制限はないものと考えています。                                          |
| 給食調理業務は業務委託されていますが、委託先の給食調理員に会計年度任用職員同様、採用に関する面談を行うことは可能ですか。                         | 委託先の給食調理員であることから、本市から委託先事業者へ採用に関する面談可否について確認を要するため、現時点ではお答えできません。                                                  |
| 引継ぎに栄養士・看護師等による面談も行っていただくことは可能ですか。                                                   | 現時点では可能であると考えています。                                                                                                 |

(5) 提出書類・プレゼンテーション審査について

| 質 問                                                                    | 回 答                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設長予定者の履歴書等の書類提出は不要ですか。                                                | 応募書類としては提出不要ですが、岐阜県知事への公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書類内に園長等の履歴書等が含まれていますので、公私連携法人の指定を受けた後、岐阜県指定の様式にて提出いただきます。                                                  |
| 様式7「開園時間・保育時間」の欄は、延長保育を含んだ時間を記載するということですか。                             | 様式7「開園時間・保育時間」の欄には、預かり保育・延長保育を含んだ時間を記載してください。なお、現施設の教育・保育時間等は、「瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の管理・運営に係る諸条件」4ページ(9)のとおりとなります。                                      |
| 様式8「予定している職員数」の欄のうち保育教諭の人数は、常勤と非常勤を含んだ人数でしょうか。非常勤を含む場合、常勤換算した人数を記載ですか。 | 様式8「予定している職員数」の欄には、常勤換算ではなく実人数を記載してください。なお、常勤・非常勤の内訳や構成比などは、「職員配置の考え方」の欄に記載してください。                                                                   |
| 様式8「予定している職員数」の欄のうち養護教諭の配置は必置ですか。                                      | 養護教諭の配置は、岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)にて努力義務とされているため、必置ではありません。                                                            |
| 採点基準の「10. 子育て支援」を見ると配点5があるので、例えば一時預かりを行うと配点が高くなるということですか。              | 幼保連携型認定こども園では、法第2条第12項の事業を行う必要があります。得点が高くなるか否かについては、審査者の見解等によるため回答を控えます。                                                                             |
| プレゼンテーション審査は、法人名を公表して行われますか。                                           | プレゼンテーション審査は、法人名を公表して実施します。                                                                                                                          |
| プレゼンテーション審査で使用する資料(パワーポイント等を想定)は、例えば「市に●日までに提出する」など条件はありますか。           | 事前に市へパワーポイントデータを送付いただく必要はありませんが、市が用意するプロジェクター・スクリーン及び電源の使用を予定されている場合は、瑞浪市公私連携法人指定申請書(様式第1号)にてその旨お示してください。なお、その他機器(パワーポイントデータを格納したパソコン)は事業者にてご用意ください。 |
| プレゼンテーションの中で紹介動画などを流すことは可能ですか。                                         | 募集要項にて「プレゼンテーションに使用する資料は応募書類に記載された事項のみ」としていただきますので、この条件を満たしている必要があります。加えて、動画の再生前に動画の内容が応募書類のどの部分に該当しているかを審査員に提                                       |

| 質 問                                                                                    | 回 答                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                        | 示した後であれば紹介動画を流すことは差し支えありません。                                                    |
| 応募書類を提出した後、審査結果が通知されるまでの間に、法人の事情等により応募を辞退することは可能ですか。<br>可能な場合は、その手続き及び留意事項についてご教示ください。 | 「瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の管理・運営に係る公私連携法人募集要項」８ページ⑥に応募書類提出後の申請辞退手続きを記述していますので、ご確認ください。 |

(６) 施設型給付・利用者負担額・補助金等について

| 質 問                                                                                                | 回 答                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 療育手帳等の交付の有無にかかわらず、児童の発達状況や安全面を考慮し、現場において１対１、２対１、３対１などの手厚い支援が必要であると判断した場合、その配置に対する補助制度又は支援制度はありますか。 | 現在本市では、ご質問のような場合における市独自の補助制度・支援制度はありません。                                                                                                                                              |
| 施設型給付費（いわゆる運営費）の請求締め日及び支払日は何日を想定されていますか。                                                           | 現在、市内全ての私立園において、当月月初の園児数に基づき、当月２０日前後に概算払いを行っています。当月中の入退園については、翌月精算を行っています。                                                                                                            |
| １号の教育標準時間の１４時３０分以降から延長保育料を請求していればその金額を教えてください。また、１号と２・３号の延長保育について、利用できる時間の制限、延長保育料の違いがあれば教えてください。  | 本市公立こども園では、１号認定の預かり保育は実施していません。                                                                                                                                                       |
| 日本スポーツ振興センター負担金１９０円は、今後も同様の金額とすればよいですか。                                                            | 本市公立こども園の日本スポーツ振興センター負担金は、市条例により保護者負担額を７割としています。独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成１５年政令第３６９号）第１０条に規定されているとおり、幼保連携型認定こども園の保護者負担額は６割から９割の間で設定可能です。保護者負担額を変更する場合は、保護者・公私連携法人・市で構成する三者協議会にて協議願います。 |